

市第4号議案

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正
 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年5月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人ぱれっとの会の項中「平成29年12月31日」を「平成26年3月6日」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人木々の会	旭区鶴ヶ峰二丁目9番地の9	平成26年1月1日から平成31年6月30日まで
特定非営利活動法人横浜移動サービス協議会	中区真砂町3丁目33番地	平成26年1月1日から平成31年6月30日まで

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を追加する等のため、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例 第29条の4の3第2項の期間
(省 略)		
特定非営利活動法人ぱれっとの 会	鶴見区鶴見中央三丁目26番 14号	平成24年1月1日から <u>平成26年3月6日</u> まで 平成29年12月31日
(省 略)		
<u>特定非営利活動法人木々の会</u>	<u>旭区鶴ヶ峰二丁目9番地の</u> <u>9</u>	<u>平成26年1月1日から</u> <u>平成31年6月30日まで</u>
<u>特定非営利活動法人横浜移動サ ービス協議会</u>	<u>中区真砂町3丁目33番地</u>	<u>平成26年1月1日から</u> <u>平成31年6月30日まで</u>